

重症者基準及び軽快者基準(案)

	重症者基準※1									軽快者基準※2
	眼の障害	聴力の障害	肢体の障害	神経系統の障害	呼吸器障害	心疾患	腎疾患	肝疾患	血液・造血器疾患	
間 脳 下 垂 体 機 能 障 害	PRL分泌異常症	○								○
	ゴナドトロピン分泌異常症	○								○
	ADH分泌異常症	○								○
	下垂体性TSH分泌異常症	○								○
	クッシング病	○								○
	先端巨大症	○								○
	下垂体機能低下症	○								○
	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)					○				
	脊髄性筋萎縮症			◎						
	球脊髄性筋萎縮症			◎						
	慢性炎症性脱随性多発神経炎			◎						○
	肥大型心筋症					◎				○
	拘束型心筋症					◎				○
	ミトコンドリア病	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	○
	リンパ脈管筋腫症(LAM)				◎		○			
	重症多形滲出性紅斑(急性期)	当疾患の病態に鑑み、劇症肝炎等と同じく、対象患者は全て重症者とし、医療受給者証の有効期間は、原則として6ヶ月とする。								
	黄色靭帯骨化症			◎	○					○

※1 「重症者基準」

別添1に示す基準を満たす患者については、入院の一部負担又は外来等の一部負担を生じない重症患者として認定される。

※2 「軽快者基準」

別添2に示す軽快者に該当した場合、「特定疾患医療受給者証」に替わって「特定疾患登録者証」が交付され、公費負担の対象外となる。ただし、病状が悪化した場合には、医師が確認した日に遡って公費負担の対象となる。

重症患者認定基準表

下記の症状が長期間継続するものと認められるもの

対象部位	症 状 の 状 態	一 部 の 例 示
眼	①眼の機能に著しい障害を有するもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
聴 器	②聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
肢	③両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	④両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの 両上肢のすべての指の用を全く廃したもの
	⑤一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
上 肢	⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	⑦両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢をショバール関節以上で欠くもの
下 肢	⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は坐位から自力のみでは立ち上がりず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの
体幹・脊柱	⑨身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前①～⑧と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの 肢体の障害に準じる
神 経 系		活動能力の程度がゆっくりでも少し歩くと息切れがする、または、息苦しくて身の回りのこともできない状態に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの。 (1) 予測肺活量1秒率が20%以下のもの (2) 動脈血ガス分析値にA表に掲げる異常を示すもの いかなる負荷にも耐え得ないもの
呼 吸 器		浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、B表に掲げる症状の1又は2に該当し、かつ、C表に掲げる心臓疾患検査所見等のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの
心 脏		D表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、E表に掲げるうち、いずれか1つ以上の検査成績の異常に該当するもの
腎 脏		F表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、G表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示すもの
肝 脏		G表に掲げるうち、いずれか2系統以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とするもの
血 液 ・ 造 血 器		H表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、I表に掲げる1～4までのうち、3つ以上に該当するもの
そ の 他		J表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、K表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもの

呼吸器疾患の参考表

A表 (呼吸器疾患検査所見－動脈血ガス分析値)

	検査項目	単位	異常値
1	動脈血O ₂ 分圧	mmHg	55以下
2	動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	60以上

動脈血ガス分析値は、1回のみの検査成績によることなく、総合的に判定するものとする。

心臓疾患の参考表

B表 (心臓疾患重症症状)

1	安静時にも心不全症状又は狭心症症状が起り、安静からはずすと訴えが増強するもの
2	身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者で、身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの

C表 (心臓疾患検査所見等)

1	明らかな器質性雜音が認められるもの
2	X線フィルムによる計測（心胸郭計数）で60%以上のもの
3	胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
4	心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
5	心電図で、脚ブロック所見のあるもの
6	心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
7	心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
8	心電図で、心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
9	心電図で、ST低下が0.2mV以上の所見があるもの
10	心電図で、第Ⅲ誘導及びV1以外の誘導のTが逆転した所見があるもの
11	心臓ペースメーカーを装着したもの
12	人工弁を装着したもの

腎臓疾患の参考表

D表 (腎臓疾患重症症状)

1	尿毒症性心膜炎
2	尿毒症性出血傾向
3	尿毒症性中枢神経症状

E表 (腎臓疾患検査所見等)

	検査項目	単位	異常値
1	内因性クレアチニン・クリアランス値	ml/分	10未満
2	血清クレアチニン濃度	mg/dl	8以上
3	血液尿素窒素	mg/dl	80以上

人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

肝臓疾患の参考表

F表 (肝臓疾患重症症状)

1	高度の腹水が存続するもの
2	意識障害発作を繰り返すもの
3	胆道疾患で発熱が頻発するもの

G表 (肝臓疾患検査所見等)

系列	検査項目	単位	異常値	高度異常値
A	アルブミン(電気泳動法)	g/dl	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン(電気泳動法)	g/dl	1.8以上2.5未満	2.5以上
	Z T T (Kunkel法)	単位	14以上20未満	20以上
B	I C G (15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dl	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数(Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	G O T (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	G P T (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリフォスファターゼ(Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ(Kind-King法)	単位	12以上30未満	30以上

血液・造血器疾患の参考表

H表 (血液・造血器疾患重症症状ー貧血群)

1	治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
2	輸血をひんぱんに必要とするもの

I表 (血液・造血器疾患検査所見等ー貧血群)

1	末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 血色素量が6.0g/dl未満のもの (2) 赤血球数が200万/mm ³ 未満のもの
2	末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球が1,500/mm ³ 未満のもの (2) 顆粒球数が500/mm ³ 未満のもの
3	末梢血液中の血小板数が1万/mm ³ 未満のもの
4	骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/mm ³ 未満のもの (2) 巨核球数が15/mm ³ 未満のもの (3) リンパ球が60%以上のもの (4) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が10以上のもの

J表 (血液・造血器疾患重症症状ー出血傾向群)

1	高度の出血傾向又は関節症状のあるもの
2	凝固因子製剤を頻繁に輸注しているもの

K表 (血液・造血器疾患検査所見等ー出血傾向群)

1	出血時間(デューケ法)が10分以上のもの
2	血小板数が3万/mm ³ 未満のもの

○特定疾患治療研究事業における軽快者の基準について

平成17年5月13日 健疾発第0513002号

各都道府県衛生主管部（局）長宛

健康局疾病対策課長通知

特定疾患治療研究事業については、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、本事業における軽快者に関する基準について、別紙の疾患に対して下記のとおり定め、平成17年10月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成15年6月18日健疾発第0618003号当職通知「特定疾患治療研究事業における軽快者の基準について」については、平成17年10月1日付けで廃止する。

記

治療の結果、次の全てを1年以上満たした者を「軽快者」とする。

- 1 疾患特異的治療が必要ない。
- 2 臨床所見が認定基準を満たさず、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことが可能である。
- 3 治療を要する臓器合併症等がない。

別紙

軽快者基準対象疾患一覧表

NO	疾病番号	疾患名
1	1	ペーチエット病
2	3	重症筋無力症
3	4	全身性エリテマトーデス
4	6	再生不良性貧血
5	7	サルコイドーシス
6	9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
7	10	特発性血小板減少性紫斑病
8	11	結節性動脈周囲炎
9	12	潰瘍性大腸炎
10	13	大動脈炎症候群
11	14	ビュルガー病
12	15	天疱瘡
13	17	クローン病
14	19	悪性関節リウマチ
15	22	後縫靱帯骨化症
16	24	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)
17	25	ウェグナー肉芽腫症
18	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)
19	29	膿疱性乾癬
20	30	広範脊柱管狭窄症
21	33	特発性大腿骨頭壊死症
22	34	混合性結合組織病
23	36	特発性間質性肺炎
24	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群